

施策評価シート（平成26年度の振り返り、総括）

作成日 平成27年 07月 14日

施策 No.	18	施策名	生活保護世帯の自立助長
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-6063
関係課名	（社会福祉協議会）		

施策の対象	生活保護世帯								
対象指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度見込
人口	人	83,392	82,997	82,584	82,136	81,511	80,929	80,698	85,500
生活保護世帯	世帯	329	428	482	509	559	600	635	450

施策の意図	生活保護世帯の自立助長								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法（算定式など）	福祉課保護係で把握（各年度3月分） 生活保護世帯の自立助長は、自立したケース数で把握できる。								
成果指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度基本計画目標値
保護世帯数	世帯	329	428	482	509	559	600	635	450
保護人員数	人	435	615	694	739	795	849	891	590
就労により自立した保護世帯数	世帯	5	11	16	20	15	23	15	7

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	生活保護世帯は、自立に向けて努力をしていく。 行政は、保護世帯の生活保障を行うとともに、自立への意識づくりや関係機関との連携による自立助長を図る。
-------------------------	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・生活保護世帯数は、リーマンショック（平成20年9月）当時に比べ、伸びはやや鈍ったが、まだ増加傾向にある。

・相談件数は、平成24年度：相談286件・申請117件、平成25年度：相談274件・申請118件、平成26年度：相談245件・申請113件である。

・生活保護が開始になった要因の主なものは、失業、収入の減、手持金の減等によるものが56.7%（54.3%）を占めている。（ ）は前年度

・現在の保護世帯の内訳は、高齢者世帯が37.6%（35.7%）、傷病世帯が15.0%（20.6%）、障害者世帯が10.5%（11.9%）で、自立困難な世帯が多い。（ ）は前年度

・平成27年3月分では、傷病等のない稼働年齢層の保護世帯が28.2%・179世帯（27.2%・163世帯）に増加しており、そのうち125世帯は無職の世帯である。（ ）は前年3月分

・就労により自立した保護世帯数は、平成24年度：15件（2.68%）、平成25年度：23件（3.83%）、平成26年度：15件（2.36%）であり、就労形態は派遣・臨時雇用が多い。（ ）は保護世帯に占める割合

・外国籍の生活保護受給者は、平成24年度末：7.4%、平成25年度末：9.8%、平成26年度末：6.7%である。

（2）近隣他市との比較

・平成26年度平均保護率（人口による比率）

真岡市：10.81‰ 栃木県：10.78‰ 全国：17.1‰（全国は平成27年1月分）

1.宇都宮：16.66‰ 2.真岡市：10.81‰ 3.佐野市：9.87‰ 4.足利市：9.65‰
5.日光市：9.61‰（保護率は千分率）

・14市における自立した世帯の割合（月平均保護世帯数に対する自立世帯数の割合）

1.矢板市：4.70% 2.小山市：3.18% 3.佐野市：3.11% 4.大田原市：2.62%
5.真岡市：2.42%（栃木県：1.98%）

・参考：有効求人倍率（平成27年3月）ハローワーク比較

真岡管内：0.84 栃木県：1.03 宇都宮管内：1.21

低いほうから 1.矢板管内：0.69 2.大田原管内：0.72 3.真岡管内：0.84

（3）住民期待水準との比較

・生活困窮者、その家族や関係者、民生委員などから寄せられる年間250件前後の相談に適切に対応している。また、被保護世帯に対しては、適正な生活保障を行うとともに、ハローワークと連携して自立に向けた支援を行っている。

・平成22年度に実施した地域福祉計画策定時のアンケート（福祉部門に特化）では、「今後、市が取り組むべき施策」として、「低所得者の自立支援」が23.6%（13項目中7位）であった。

26年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・自立助長の対策として、平成25年4月から就労支援員を配置し、ハローワークと連携して稼働年齢層へ就労支援を行った。

・生活指導を全世帯対象に定期的に行っているほか、就労自立指導のため、毎月訪問が必要な世帯への訪問指導を平成26年度は166世帯に対して行った。

・傷病世帯に対しては、医療機関との連携により治療促進を図り、自立に向けて就労指導を行った。

・医療費の適正執行のため、レセプト点検を行い、過剰な医薬品投与などをチェックした。

・社会福祉協議会で実施している低所得者向けの「社会福祉金庫貸付事業」により、平成26年度は39件で735,000円の貸付けを行った。

26年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

【課題認識】

・今後、扶養意識や扶養能力が低下し、家族の支援を受けられない高齢者が増加することが予想されるとともに、稼働年齢層にあっても蓄えが少なく、解雇等により直ちに生活困窮になり生活保護受給となる例も予想される。

・国は、生活保護受給者が過去最大となっていることを重要視し、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、生活保護法の一部改正（平成26年7月1日施行）を行った。また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援制度を創設し、平成27年4月から実施することとした。

【改革改善の方向】

・自立のためには、稼働能力が認められる者に対して、就労意欲を高めることが課題であり、引き続き、就労支援員を配置し、ハローワークと連携して就労に向けたきめ細かな指導を行っていく。

・必要な保護を行い、最低限度の生活保障を行うとともに、その自立を助長する。

・生活困窮者自立支援制度による支援を行うため、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、ハローワーク等と連携して、適正な運用により生活保護に至る前での自立を支援していく。

26年度の
評価結果

補足事項